

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

改正内容

狩猟において錯誤捕獲を防止するとともに、仮に錯誤捕獲があった場合の鳥獣の損傷を軽減し、鳥獣の解放を促すため、対象狩猟鳥獣(鳥類のひなを含む)の捕獲等を禁止する猟法を次のとおりとする。(改正後の下線部が新たに禁止する猟法として追加するもの)。

捕獲等を する鳥獣	禁 止 す る 猟 法	
	改 正 後	現 行
ヒグマ ツキノ ワグマ	<p><u>わなを使用する方法</u> (くくりわな、はこわな、はこおとし、とらばさみ、囲いわななどすべてのわなによる捕獲等を禁止)</p>	<p>おし、はこわな及びくくりわなを使用する方法</p> <p>とらばさみであって、鋸歯のあるもの又は開いた状態の内径の最大長が12cm以上のものを使用する方法。</p>
イノシシ ニホンジカ	<p><u>くくりわなであって下記の要件に一つでも該当するものを使用する方法</u> <u>輪の直径が十二センチメートルを超えるもの</u> <u>締付け防止金具が装着されていないもの</u> <u>よりもどしが装着されていないもの</u> <u>ワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの</u></p> <p>おしを使用する方法</p> <p><u>とらばさみを使用する方法</u> (構造にかかわらずとらばさみは禁止)</p>	<p>(くくりわなの制限なし)</p> <p>おしを使用する方法</p> <p>とらばさみであって、鋸歯のあるもの又は開いた状態の内径の最大長が12cm以上のものを使用する方法。</p>
上記以外の鳥獣	<p><u>くくりわなであって下記の要件に一つでも該当するものを使用する方法</u> <u>輪の直径が十二センチメートルを超えるもの</u> <u>締付け防止金具が装着されていないもの</u></p> <p>おしを使用する方法</p> <p><u>とらばさみを使用する方法</u> (構造にかかわらずとらばさみは禁止)</p>	<p>(くくりわなの制限なし)</p> <p>おしを使用する方法</p> <p>とらばさみであって、鋸歯のあるもの又は開いた状態の内径の最大長が12cm以上のものを使用する方法。</p>

(注1) 農林業被害防止等のため、都道府県知事の許可を得て行う場合は、別途、許可基準があります。

(注2) 「よりもどし」とは、ワイヤーのねじれを防止する金具です。